

診療報酬の改定により

## 初診および再診時にかかる選定療養費が 変わりました

「病院と診療所の役割分担」を進める国の方針にて、紹介状を持たずに受診した方からは「**非紹介患者初診加算料**」を負担いただきます。

また、病状が安定し他医療機関に文書による紹介を行った後、新たな紹介状を持たずに受診した方からは「**再診加算料**」を負担いただきます。

※「子育て支援医療」、「ひとり親家庭等医療」等の受給者証をお持ちで、**医療費の自己負担がない方でも負担いただきます。**



区 分		R4.10.1から
<b>非紹介患者初診加算料</b>	医科	7,000円
	歯科	5,000円
<b>再診加算料</b>	医科	3,000円
	歯科	1,900円



なお、以下にあてはまる人は選定療養費のご負担はありません。

- 他の医療機関からの紹介状がある人
- 緊急の処置が必要な人
- 特定健診やがん検診などの結果により、精密検査受診の指示を受けた人
- 特定の疾病などにより各種公費負担の対象となっている人（子育て支援医療、ひとり親家庭等医療は対象外）
- 労働災害、公務災害、交通事故の場合 など